

平成23年度
実施事業

事務事業名 登別消費者協会運営助成金

区分	No	名称					
章	2	自然とともに暮らすまち					
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり					
施策	4	安全な消費生活の確保					
小分類	1	消費者対策の充実					
主要な施策	2	消費者相談機能の充実					
事務事業番号	001	事業開始年度	昭和 50 年度	事業終了年度	平成 - 年度	会計種別	一般会計

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービスグループ
-----	-------	-------	------------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	登別消費者協会の活動を支援することにより、消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成23年度の実績を具体的に記入してください)
	物価調査や監視、消費生活相談など、消費者擁護のために活動する登別消費者協会に対して、運営費の一部を助成する。 【登別消費者協会の活動内容】 ・消費者意識の啓発 ・消費生活相談の充実と悪質商法の根絶に向けた取り組み ・消費生活出前講座の開催 ・くらしの総合講座の開催 ・消費者協会だよりの発行（年6回程度） ・登別消費者大会の開催 ・不用品ダイヤル市の開催 など
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	市民の消費生活の安定と向上を図るため、今後も引き続き登別消費者協会の活動を支援する。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	登別市消費生活条例

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区分		単位	H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 当初予算	H25年度 見込	H26年度 見込
国庫支出金	名称	千円					
道支出金	名称	千円					
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円					
一般財源	名称	千円	185	185	185	185	185
事業費 合計			185	185	185	185	185

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	22年度 実績	23年度 実績	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	登別消費者協会受け相談件数	件	目標値	50	50	50	50	50
			実績値	34	35			
	啓発活動開催回数	回	目標値	30	30	30	30	30
			実績値	14	11			

現況 《Check》

現状の状態、問題点、課題等《事業前》	具体的な対策、解決の方向性《事業後》
<p>消費者問題に対する啓発等を行う登別消費者協会の活動を支援することにより、より広く市民への啓発活動が図られているが、多様化する消費者問題を未然に防ぐための活動を継続して実施しなければならない。</p> <p>【平成22年度啓発活動実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座「悪質商法について」 対象：登別消費者協会会員 ・ 消協だより発行 計6回 対象：登別消費者協会会員 ・ 消費者の日街頭啓発 対象：市内高等学校・中等教育学校（3校） ・ 市内大型店（4店舗） ・ 出前講座「悪質商法についての勉強会」 対象：美園町内会女性いきいきクラブ ・ 出前講座「悪質商法についての勉強会」 対象：登別東町第5町内会会員 ・ 出前講座「悪質商法について」 対象：ふれあい会会会員 ・ 出前講座「悪質商法についての勉強会」 対象：登別大谷高等学校 ・ 出前講座「食品の安全について」 対象：主婦人家庭生活訓練事業 ・ 出前講座「悪質商法についての勉強会」 対象：登別青嶺高等学校 	<p>多様化する消費者問題を未然に防ぐため、今後についても登別消費者協会の活動を支援して、継続した消費者問題に対する啓発活動を行う。</p> <p>【平成23年度啓発活動実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座「悪質商法に関する勉強会」 対象：中央東地区民生・児童委員 ・ 消費者の日街頭啓発 対象：市内高等学校・中等教育学校（3校） ・ 市内大型店（4店舗） ・ 消費者向け食品表示学習会 対象：市民 ・ 消協だより発行 計6回 対象：登別消費者協会会員 ・ 「悪質商法についての勉強会」 対象：登別青嶺高等学校 ・ 啓発物配付（チラシ・エコバッグ） 対象：イオン登別店買い物客

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《Check》

1. 事務事業の妥当性について			
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	市が主体に行うべき事業である	判断理由及びその他所見	登別市消費生活条例等により消費者政策を推進する責務を負っているため妥当である。
	民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である		
	国、道、他団体等との連携や広域化が可能である		
	国、道、民間等の事業と重複・類似している		
2. 事務事業の必要性について			
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	市民、団体等から具体的な要望がある	判断理由及びその他所見	消費者問題が多様化・複雑化している中で、行政のみで広く市民へ啓発活動等を行う事は難しいため、登別消費者協会と連携した取り組みが必要となることから、登別消費者協会の活動を支援することは必要である。
	市民アンケートの結果から必要性が高い		
	社会情勢、地域事情等から必要性が高い		
	市民の大部分が関連することから必要性が高い		
3. 事務事業の効率性について			
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	低予算、少労力で高い効果をあげている	判断理由及びその他所見	登別消費者協会が円滑に活動するためには、最低限のコストである。
	市で実施するほうが民間委託より効率性が高い		
	多額の経費や労力を要するがやむを得ない		
	将来的に効率性を向上できる		
4. 事務事業の成果について			
目的を達成するための成果はあがっていますか？	成果指標の向上が見られる	判断理由及びその他所見	消費者啓発の他にも、様々な地域の活動にも参加していることから、市と協働した消費生活相談の窓口として、市民へ周知を図ることができている。
	市民、団体等の声から成果を感じられる		
	目に見える形で成果があがっている		
	成果の把握は困難である		

担当グループによる評価 《Check》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由(根拠)	物価の調査や監視、消費生活相談等での消費者擁護のために活動する登別消費者協会を支援する義務があり、市民生活の安定を確保するには必要である、継続が望ましい。
----	----------------------	---

行政評価会議による評価 《Check》

維持	備考	
----	----	--